

平成25年度 第1回高槻市景観審議会会議録概要

(開催日時) 平成25年11月12日(火) 午後1時28分～午後2時50分

(開催場所) 市役所本館3階 第2委員会室

(出席状況) 出席委員8名、欠席委員4名

(傍聴者) 1名

(会議次第) 1 開会

2 会長・会長代理の選出について

3 諮問案件 高槻市屋外広告物条例の一部改正について

4 その他

5 閉会

(審議会要旨) 会議次第に基づき下記のとおり進められた。

記

1 開会

- ・山本副市長より挨拶
- ・事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介

2 会長・会長代理の選出について

- ・会長に久委員、会長代理に亀田委員が選出された。

3 諮問案件 高槻市屋外広告物条例の一部改正について

(事務局)

まず、事前にお配りしております諮問書をご覧ください。本日、諮問させていただきます案件名は「高槻市屋外広告物条例の一部改正について」とし、具体的には、「公共施設等に係る屋外広告物規制の適用除外について」でございます。表紙をめくっていただいた次のページは、市から本審議会への諮問文となっています。本案件につきましては、高槻市屋外広告物条例第36条の規定により、本審議会に諮問するものでございます。なお、この条項には、「本条例の適用除外とする基準を定めるなどをしようとするときは、本審議会の意見を聴かなければならない」とされているところです。

次のページは、改正条文でございます。(1)が条例改正案、(2)が条例改正に伴って改正しようとする規則改正案でございます。

(1)「高槻市屋外広告物条例及び高槻市屋外広告物条例施行規則の改正案」について

高槻市屋外広告物条例の一部改正として、適用除外を規定する第11条に、次の第6項を加えようとするものです。

第11条第6項 地方公共団体、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体、商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、その行う地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第3条第9号、第4条及び第8条第2項第3号の規定は適用しない。この場合において、禁止区域に存する広告物又は掲出物件については、許可区域に存するものとみなして、この条例の規定を適用する。

高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正として、適用除外を規定する第9条の2に、次の第4項を加えようとするものです。

第9条の2第4項 条例第11条第6項の規則で定める公共的な取組は、次に掲げるものとする。

第1号 道路その他の公共施設の清掃、美化、維持、修繕又はその他の管理

第2号 街灯、ベンチ、上屋、周辺案内図等の整備又は管理

第3号 地方公共団体と地域住民等とが実施主体となって行う催物

第4号 防犯又は防災に関する取組

第5号 前各号に掲げるもののほか、道路その他の公共施設利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの

(2)「屋外広告物の規制」について

本市では、屋外広告物について、「良好な景観の形成・風致の維持」と「公衆に対する危害防止」を目的として、法令に基づき必要な規制を行っています。

(3)「屋外広告物条例の規制概要」について

大きくは規制区域と規制物件という考え方があります。このうち規制区域には、禁止区域と表示制限区域があります。禁止区域とは、屋外広告物の表示を禁止する地域又は場所で、第一種低層住居専用地域、文化財・官公署等の敷地などがあります。表示制限区域とは、屋外広告物の表示方法を制限する区域で、幹線道路・鉄道の沿線500メートルまでの区域において、非自家用広告物を禁止するなどの制限をして

います。

また、規制物件のうち、禁止物件とは、屋外広告物の表示を禁止する物件のことで、具体的には、橋りょう、市街灯、道路柵などが該当します。そして、表示制限物件とは、屋外広告物の表示方法を制限する物件のことで、具体的には電柱等において、広告の大きさ・位置の制限などを行っています。さらに、許可として、屋外広告物の表示は、市全域で許可が必要だとしています。

ただし、適用除外として、一定の条件に基づき、これらの規制を適用しないケースがあり、例えば、公共団体が公共のため表示するものや、7平方メートル以下の自家用広告物などがあります。

(4)「条例改正の背景・目的」について

今回の条例改正の目的を2点にわたって整理しています。

1点目には、広告事業の開始をあげております。

1として、平成24年4月に「高槻市広告事業実施要綱」などを、市では制定し、広告事業を開始しております。これは新たな財源の確保等により、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的としており、広告掲載についての業種、事業者、内容等の規制基準を定めるとともに、「美観風致を害するおそれがあるもの」は広告掲載を行わない、としています。

2として、J R高槻駅南人工デッキ屋根に、写真のような「情報提供施設」を設置しておりますが、今後、この施設を活用した広告事業の実施を想定しています。

3として、これらの動きがあるものの、現状では、屋外広告物条例の規制により、官公署やデッキ上で広告事業を行うことはできず、具体的な取組ができない状況となっております。

次に2点目としては、屋外広告物に対する道路占用許可の弾力化をあげております。平成20年3月の国土交通省通知「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」によりまして、地方公共団体、商店街組織等が、地域での公共的な取組みに要する費用の一部に広告料を充当する場合には、道路管理者は広告物の道路占用を認めることが可能となりました。例えば、道路上にあります市の街灯へのバナー広告の掲出などが許可可能となります。

しかし、現在の屋外広告物条例では、市街灯などを禁止物件に指定しておりますので、国土交通省通知を実効性のあるものとし、より地域が主体となったまちづくりを進めるためには、条例改正が必要となります。

ちなみに、府内の条例制定自治体では、大阪府、豊中市、大阪市が、上記に対応した条例改正等を行っています。

以上の2点を踏まえまして、1. 本市の広告事業の対象を拡大すること、さらには、2. 地域における公共的な取組の推進を図るため、高槻市屋外広告物条例の一部改正を行なおうとするものです。

(5) 「条例改正の考え方」について

まず、改正方針につきましては、今回検討の対象としている区域や物件を禁止区域や禁止物件から削除するのではなく、一定の条件に基づき禁止区域や禁止物件を適用除外とすることといたします。これは、良好な景観形成を図るという本市屋外広告物条例の基本的な理念を踏まえ、一律に禁止区域や禁止物件からはずすのではなく、後述の一定の要件を満たす場合に限り、これらの規制を適用除外としようとするものです。

適用除外の条件は、実施主体が地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物とし、実施主体は、地方公共団体、自治会、商店街組織、特定非営利活動法人等とすることといたします。

整理させていただきますと、地方公共団体や商店街組織等が、地域における公共的な取組に要する費用に充当するため、官公署の敷地や道路上で行う広告事業が可能となるように条例改正を行いまして、具体には、以下の3項目の規制を適用除外とするものです。

1 禁止区域としては、条例第3条第9号に示す、官公署、学校、図書館、博物館、記念塔その他市長が指定する施設の敷地内を適用除外とします。

2 禁止物件としては、条例第4条に示す、橋りょう、道路管理者設置の街灯、その他の禁止物件を適用除外とします。

3 表示制限区域としては、条例第8条第2項第3号に示す、幹線道路・鉄道の沿線での表示制限を適用除外とします。

また、地域における公共的な取組は、国土交通省通知を踏まえたものとし、規則で定めることとして、次の5つを掲げております。

1として、道路その他の公共施設の清掃、美化、維持、修繕その他の管理

2として、街灯、ベンチ、上屋、周辺案内図等の整備又は管理

3として、地方公共団体と地域住民等が実施主体となつて行う催物

4として、防犯又は防災に関する取組

5として、道路その他の公共施設利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの

(6) 「想定される効果」について

条例改正により、一つ目として、官公署等の公共施設を利用した広告事業による本市の歳入増、さらにはこれに伴う市民サービスの向上が見込まれます。

二つ目として、市街灯を利用したバナー広告による、地域のまちづくり活動の活性化が見込まれます。例としましては、商店街組合の広告収入が、道路清掃や違法駐輪対策などの費用に充当される、ということが考えられます。

(7) 「今後のスケジュール」について

本審議会にてご意見をいただいたあと、平成26年3月に市議会へ改正条例案を上程し、平成26年4月に屋外広告物条例及び規則を改正し施行しようとする予定でございます。

以上のようなことから、今回、相互の間隔を廃止したとしましても、影響が少ないものであると考えられることから、今回、府下統一的な取扱いに合わせて、行おうとするものでございます。

以上で、諮問案件の説明を終わらせていただきます。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会 長)

はいありがとうございました。ただいまの内容に関しまして何かご質問、ご意見賜ればと思いますがいかがでしょうか。

すでに大阪府、豊中市、大阪市等は先行して改正し、一部地域の団体がいろんな費用充当をやっているという事例がございます。

(A委員)

改正の内容自体は結構だと思うのですが、具体的にどういう手続きで行うことになるのですか。実施主体あるいは取組の判断に迷うという場合もあると思うのですが、適用除外ができるかどうかというのは、具体的に掲示しようかな、というときにはどういう手続きを進めていくことになるのですか。

(事務局)

おっしゃるように具体的にどういう手続きにするのかとか許可するときのルールなどをしっかり当然定めていく必要がございますので、対象となる物件を想定する中でそれに即した要領を作ることになるだろうと思います。その中で、例えばJR高槻駅南の人工デッキなどに広告ができるような設えがございますので、そこにマッチした要領などを作って、どういう方が手を上げるのか、またそういう方に対してどういう審査をしていくのかをきっちり決めて、市の玄関口にふさわしいような、また商店街でしたら賑わいが必要なものというような視点でしっかり審査して、市の施設がやるにはあまりみっともないというよ

うなことはいけないと思っておりますので、しっかり審査して、良いものを提出していかなければならないと考えております。

(会 長)

掲出前にチェックしていくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

無秩序になんでもいいというのはやはり市の施設に対してはふさわしいとは思えませんので、一定しっかり審査して適正なものだけを載せていくという考え方が必要ではないかなと考えております。

(会 長)

よろしいでしょうか。

ちなみに豊中は私も関わってやっていますけれども、幸い景観アドバイザー制度がございますので、そのアドバイザーがいろいろ助言をした後に掲出してもらうというようなことがございます。専門家が助言をするというのが可能であれば、有効かなと思います。

ほかいかがでしょうか。

(B委員)

今おっしゃられたことと関係するかもしれませんが、具体的な掲示の内容とか中身の話しについては実施要綱とか掲載基準とかで相当細かく書かれているようなのですが、具体的な大きさとかの基準とかはどこかに書かれているのですか。

(事務局)

まだ具体的な案件があまりないので大きさなどは決めてないのですが、例えば今さきほど申し上げた南側の人工デッキなどは場所もほぼ決まった形がございますので、その中に収まるようなことになってくると思います。そのほかには具体的に話があがってきた段階で、その施設に適正な大きさはなんだろうという議論があってしかるべきだと思っております。そのことについては基本的に施設を管理する担当課が中心になって考えていくことになるのですが、屋外広告物条例を所管する我々としては、一定周辺の景観への配慮というのを含めてきっちり関係原課と調整して、目立ちすぎず、一方で目立たないと広告としては意味をなさないで、そのバランスを上手にとっていくようにコントロールしていきたいと考えております。

(B委員)

例えば立面の50分の1とか、20分の1とか50平方メートル以下とかいう規制もありますが、そ

ういう大枠みたいな所はどっかで押さえておいたほうがいいんじゃないかという気がするんですが、それはどうお考えですか。

(事務局)

非常に外の大枠について屋外広告物条例でいうと、広告物の大きさとか色々ルールはあるのですが、それだけでは公共施設にふさわしいものではないんじゃないのかなと思います。そういう意味では、公共施設にふさわしいルールというのは、どういうものなのかをこれから研究していかなければならないと思います。おっしゃるように市の施設全面に広告を出したいというのは、あきらかに行き過ぎだと思っております。きっちりとルール化していくことも視野に入れていかなければならないと考えています。

(会 長)

いろんなレベルがあると思うんですけど、規則基準というのは守らないといけないということになってしまいますけれど、ガイドラインということで、一定の姿勢や方針を示していくということもありますので、設計をされる方、デザインされる方と行政などと、どの辺りでうまく話ができるかというところで、どういう内容にするのかも含めて、また平場で検討していただければと思います。

(事務局)

ちょっと補足で。まず今回のこういう条例改正に至った経緯、先ほどご説明させていただいたんですけど、まず想定したのは、駅前の人工デッキは昭和54年に整備をして30年以上経っていて老朽化しており、バリアフリーも含めて再整備をしようという中で、幅10メートルくらいのデッキの真ん中に屋根をこしらえて、どうせ屋根をこしらえるのだったら行政情報を発信できるものをつくろうということでした。行政情報だけではなくて、民も入れられるのであれば入れられるようにできないのか。そうすればそれを原資にいろんな市民サービスの向上につながるというところが契機でございます。市長も「駅前やから乱れたらあかん」ということで、行政情報を発信するにあたって極力乱れないようにしています。こういう横長の横1メートルの縦30センチくらいで、それが40枚あるんですけど、ここに民を入れなあかんのかなと思ったんですけど、庁内に呼びかけましたら結構使っていただいています。財政が厳しい状況ですから空いてるときに少しでもということで、庁内で条例改正のためのいろいろな議論をしてまいりました。その中で想定されるのはこの部分と後は街路灯のバナーです。

それとバスの停留所に置いてあるベンチ、これも業者が「ベンチが置いてあるわ」と勝手に広告を置いてしまっております。そういうのもきっちりしないとあかんということで、道路管理者として都市創造部で道路を管理していますので、条例改正を提案させていただいたんです。ただ、B委員がおっしゃって

いたように、建物もそういう対象に任せさせていただいてますが、各施設が建物で広告をとって運営していこうという環境にはまだ至っておりません。本来は、そういうガイドラインみたいなものを作ることを含めてご審議いただくのがいいかも分かりませんが、今回はまずこういうのを始めさせていただいた。ただ、課長も申しあげたようにこれは乱れたらかえってマイナスになるので、きっちり確かめながらガイドラインを作っていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

(会 長)

B委員のご質問はいくつかの意味があるかと思うんですけども、B委員とかC委員のように設計デザインする側からすると、一番困るのは後出しじゃんけんなんですね。せっかくデザインしてきたのに、もっと小さくしろよとか、内容変えろと言われるのが一番困るので、最初からこういう方向性で、というのがあるのであればお勧めを差し上げたほうが親切ではないのかという側面もあると思うんですね。

情報提供の関連ということで実はやめてもらった案件がございます。それは岸和田の浪切ホールという文化施設がございますけれども、岸和田市は競輪をやっておりますので、その上に岸和田競輪の看板を出したいというようなことがあがってまいりました。しかし、文化施設の上に競輪の看板っていかなものなんでしょうかというところで、担当課に節度を持って考えてくれと言ってやめていただいたというようなことがございます。これは庁内ですからできた話かもしれませんが、何でもかんでもデザインが良ければという話ではなくて掲出内容が公共性とかその場にあっているかどうかという判断が当然必要かなと思います。

(D委員)

趣旨そのものには反対するものは何もないんですけども、ある意味駅前とか特に中心市街地ということであの地域が指定されておりますが、観光に関わる者としたらやっぱり高槻のイメージ、高槻の魅力、そういうものを看板の中には挙げていただきたい。例えば、人工デッキ上にある看板に字ばかりではなくて、観光の面からお願いするとしたら、春は摂津峡の桜をベースにした看板の基盤の上に小さくても例えばあそこやったら松坂屋百貨店がありますので、下に「松坂屋百貨店は高槻の桜祭りを応援します」とか、そんなような、地域の魅力を前面に出していただける看板にさせていただきますと、あの地域はこれからますますもっと魅力づくりに取り組んでいかなあかんと思うんです。そういう意味でいえば高槻というものはいろんな魅力があります。摂津峡もありますし、賑わいといえば高槻祭りもありますし、そういうのをベースにした看板を何かつくっていただき、PRするというをお願いできればと思います。

(事務局)

広告も単純に載せれば良いというのじゃなくて、都市の魅力を発信していくという意味での広告というのも一つの重要な視点だろうと思っております。どういう形であそこに掲出していくのが良いのか、あるいはこれからいろんな施設、場所で掲出していくにあたって、その場所場所でどういうものがほんとに良いのかというのは個別に議論していく必要があると思っております。そのための今回は第一歩の条例改正でございますけれども、それ以降も我々は屋外広告物の条例という趣旨で関係課とあるいは関係者とお話しする場がありますんで、そういう所でおっしゃっていただいたような趣旨を踏まえていろいろと協議調整等を図っていききたいなと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

(事務局)

逆に言えば、こういうことを条例改正することによって、D委員がおっしゃっていただいたようなことも実は可能になってまいりますんで、それも併せて考えておりますのでよろしく願いいたします。

(会長)

ほかはいかがでしょうか。

(E委員)

先ほどバナー広告やいろんな説明がありましたが、ガイドライン関係について改正、施行されてからスケジュールの細かい点がまだこれからということなんですけど、これはかなりタイトなスケジュールになるかと思うんですけど、施行されたらすぐにスタートしていきますよね。その辺りすごくタイトになるかと思うんですけど、大丈夫ですか。

(事務局)

おっしゃるように条例としては、3月議会に上程して4月から施行したいと考えておるんですけども、先ほど言いましたように掲出していくうえでのルール作りというのをきっちり一つ一つの施設でやっただけでないといけないと思っております。それが終わってから初めて広告が掲出されるということになりますので、拙速に我々としても進めるとは考えてございません。じっくりどういう形がいいのか関係課と協議調整しながら具体の広告掲出に向けてお手伝いしていけるようにと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(E委員)

それとね、先ほどバスのベンチやいろんなものが散乱して結構違法性のものがあるという。実は上の口のバス停に丸太のベンチを設置してあるんですね。あれ実は私が制作して、使っていただいておりますけれども、その時に景観という側面から高槻の半分である山の周辺の利活用、資源の利活用という観点

から設置させていただいたんです。できたらそういうことも、ミックスしたような状態でデザインも含めて、そういう所の公共関係でも作っていただけるようになればという思いもありますので、それも含めて一つのお願いをしたいと思います。

我々山間地域の整備を高槻市内で、年間50ヘクタール規模で森林の整備とかいろんなことやっておりますけれども、これから1,000立方近い木材、山の整備をした材が出てまいりますので、こういう所で市民に一つのPRを含めて検討していただけたらなあと、今後の話になってくるだろうと思いますけれども、一つよろしくお願ひしたいなと思います。

(会長)

基準でしたら、高槻産の木材を使いなさいとは言えませんが、ガイドラインでしたら使ったらどうですかくらいの表示は書いていただくことは可能かなと思います。また事務局の方でご検討いただけたらと思います。

ほかはいかがでしょうか。

(F委員)

直感的にはね、改正案については一応来るべきものが来たのかなという感じではあります。私の経験といたしまして南側の人工デッキですね、あの前に松坂屋百貨店ございますけれども、その人工デッキのコーナーに大きなビジョン、昔はハイビジョンではなくて電光でしたけれども、たしか幅が6メートルで高さが4メートルくらい、そういう設置案を一応考えて上程申し上げたんですけれども、それもボツになりました。それが15、6年前の話でございまして、やっぱり時期尚早であったかなという感覚でありました。ですから、その辺りを踏まえましてですね、これからは駅前で人がたくさん集まってくる所、そのぶんを情報発信としましては公共的なものも含め、やはりそういう時代にはなっているかなという感じはしております。

そうしますとやっぱりメンテナンスの関係ですね。それから維持管理。その辺りの関係と、事務局からのご意見がありましたように、何でもかんでもいいんかというのではなくして、ある一定のルールに基づきまして適正な管理をする。これが一つの大きな流れかなとは感じております。たしか15、6年前にそういう案を提案申し上げ、もう一つは費用対効果ですね。その辺りがその当時提案するに申し上げるに、時期尚早だったかなと思っております。

今日的にはそういう映像も含めたものがこれから求められていく時代かなと、そのためにはきちっとしたメンテナンスの関係とかそういう費用を含めて、いかにあるべきかと。当然一等地でございまして人目

の付くところですから、まずは景観的な配慮。もう一つは駅前の建物も含めて公的なものを主体とした宣伝効果があれば、より活性化するのではないかなと個人的には思っております。

もう一点ですね、実はJR北側の再開発に関わっておりまして、たしか平成16年2月のオープンの際にのぼり旗と街路灯のバナー辺りも大々的にしようやないかという立案がございまして、実はその働きかけをしたんですけども、結局は屋外広告物というものがあって、できなかったという経過がございます。市役所ですから四角い枠の中ではございますけれども、まちの活性化につきましては活性化という大義名分を基に枠を少し丸くしていくことがこれから大事なかなと思います。ですから今回こういう提案がなされたということは前向きに取って、これからどう規制や制約などをマッチさせていくのか、これから問われるなどは思っております。

(会 長)

ありがとうございます。景観と活性化というのはある意味少しベクトルの向きが違うところがございます。その辺りを埋めていくために協議という仕組みが景観行政では非常に重要なかなと思いますので、ガイドラインである一定の方向性を示すと共に、個別案件できちんと協議でお互いの折り合いの線を見つけていただくことが重要なかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

ほかいかがでしょうか。

(C委員)

ちょっと話は変わるんですけど、景観の方でいろいろとデザイン性という反面、我々が取り組んでいる国土交通省との安心安全コンプライアンス。20年30年前のバブルの頃からたくさんできた屋外広告の枠組みが空き家が多くあるんですけど、それが今、更新やチェックが目視で終わってる。ですから、そういう面でこれからは安心安全コンプライアンスということで業界も襟を正していかなあかんのですが、この辺りもこれからの時代かなと思っております。またよろしくお願いいたします。

(会 長)

ほかいかがでしょうか。

(D委員)

この辺りの所よく分かってないので教えていただくような話かも分かりませんが、今ここにあるものとしては、例えばベンチとか街灯とかいろいろ書いてありますけれども、モニュメントなんかも入ってくると思うんです。フラワーポットだとかその類のものだとか、そういうものは景観の中に関係してくるんですか。例えばフラワーポットだったら下にPRや名前彫ったりするかなと思いますが、どうしても魅力的な

部分でいえば駅前に花を飾るというイメージから言えばそういうものがもっとあってもいいのかなと思います。

(事務局)

フラワーポットそのものは屋外広告物ではないと認識しているんですが、そこに何々様寄贈だとか書いてあるとそれは屋外広告物になります。

(会 長)

恐らく先ほどのご質問は2つの観点があると思います。1つはフラワーポットそのものを道路に置く場合は道路占用になりますから、占用許可を取らなければいけないということですね。さらに先ほどご説明がありましたように、何か広告物としての表記があればそれは屋外広告物条例にかかってきますので、その辺りはまた協議させていただかないといけないという2段階えになっているかなと思います。

(B委員)

ちょっと今、表記の話がでていましたけれども、今回の民間の広告を掲出するにあたっては、その費用を公共的取組の資金に充当するというのを一応挙げられているんですよね。こういうものに限って適用除外するということになると思うんですが、具体的に「こういう取組にあたってこの広告は掲載してますよ」と、そういう表示はされるんですか。というのは通常の広告と今ここでやろうとしている施設に対する広告というのを区別がつくような表記をされるかどうかなんですが、それはどうですか。

(事務局)

その辺りについては表記した方が何で市の施設にこんなん書いてあるんだとなったときに、やはりその費用についてはこういうふうに対応されていますと書いた方が市民の方にとって分かりやすいだろうなという思いと、具体的にそんなスペースあるかなという話と個別に考えながら各々の箇所によっても適切な調節をして、なるべく市民の方に誤解いただかないような、しかるべき設えはしていきたいなと考えています。

(B委員)

掲出印ではないけれども、そういうマークみたいなものを付ける方法もいいかもしれませんね。

(事務局)

そうですね。

(会 長)

あまりダラダラ書くと。

(事務局)

広告価値が下がってしまいますんで、その辺りも悩ましいなと思います。

(会 長)

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

<質問なし>

運用に関しましては、ご意見ございましたらまた事務局の方へ。今日のご意見を参考にして運用を行っていただきたいと思います。

条例改正の内容に関しましてはご異議がないと判断させていただきますけれども、諮問案件の屋外広告物条例改正に関しましては原案のとおり、承認をするということでご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

(会 長)

ありがとうございます。それでは異議なしということでございますので、原案のとおり承認するという
ことで答申をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。それでは、次第4の「その他」に
移りたいと思います。その他案件について、事務局の方からお願いします。

4 その他

- ・事務局より近年の高槻市景観行政について報告

(事務局)

それでは、本日委員の皆さまにお集まりいただきました折角の機会ですので、近年の高槻市の景観行政
についてご紹介させていただきます。目次のとおり4項目についてご説明いたします。

まず、1の景観行政の概要といたしましては、大きくは景観と屋外広告物に分けて整理しております。
このうち、景観の取組としまして、1点目として大規模建築物等に対する良好な景観形成の誘導を行って
おります。これは市街地の景観に大きな影響を与える大規模建築物に対して、デザイン・色彩等のルール
を景観計画において定めるとともに、これを遵守すべく届出や確認を行うことで良好な景観形成を誘導し

ようとするものです。

次に、景観重点地区の指定として、重点的に良好な景観形成に取り組むべき地域を、景観条例に基づく景観重点地区として位置付けております。

最後に景観意識の普及啓発として、高槻ええとこB o o k等により、高槻の良い景観を知ることを通じた景観に関する市民意識の醸成、さらには高槻への愛着の育成に取り組んでおります。

次に屋外広告物の取組としましては、まず、屋外広告物の許可として、先ほどの諮問案件の規制概要でもご説明させていただきましたが、良好な景観の形成・風致の維持と公衆への危害防止を目的に、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示・掲出物件設置の許可を行っております。

次に、簡易除却として、電柱などの禁止物件等に掲出されたはり紙・はり札等の除却に取り組んでおります。

最後に、周知・啓発活動として、屋外広告物適正化旬間での啓発キャンペーンなどにより、事業者や商業者に屋外広告物条例の存在そのもののPRなどを行っております。これらの取組については、後ほど改めて詳しくご説明させていただきます。

次に、これら景観行政や屋外広告物行政に取り組むにあたって有識者のご意見を伺う審議会についてご説明します。

屋外広告物審議会は、平成15年に中核市移行に伴う屋外広告物行政の権限移譲を契機に設置し、屋外広告物の規制事項や各種の重要事項について審議していただいております。

一方、景観審議会は、平成21年に景観計画策定を契機に設置し、景観基本計画などの策定や各種の重要事項について審議していただいております。このように、これまで本市では景観と屋外広告物について個別に審議していただいておりますが、より景観行政と屋外広告物行政の連携を図るべく、これら2つの審議会を平成25年4月に統合し、本日、この様な形で第1回の審議会を開催させていただいたところでございます。

次に、2の景観の取組について説明いたします。

まず2の1の主な経緯としましては、平成元年4月に高槻市都市景観形成要綱を制定し、大規模建築物等について要綱に基づき規制誘導を図ってまいりました。また、景観法の制定を受け、平成21年3月には高槻市景観条例の制定や高槻市景観基本計画及び高槻市景観計画の策定を行っております。平成23年3月にはJR高槻駅北東地区を景観重点地区に指定し、高質な景観行政を図るべき地区として位置付けし、これに基づいて地区内での施設建築が行われております。

次に2の2の景観条例等の概要ですが、まず、景観条例では、市が景観基本計画や景観計画を策定することを規定するほか、景観法に基づき届出対象行為を条例化しており、例えば建築物の場合は建築面積1,000平方メートルを超えるものまたは高さ15メートルを超えるものなどは届出が必要と定めております。

次に、景観基本計画では、景観形成の目標として「高槻への誇りと愛着の育成」、「身近に感じることができる自然環境の保全」、「人々の営みに支えられた歴史・文化の継承」、「質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出」などと定めているほか、景観形成の方針として、景観類型別に、自然的景観では、「山並みや河川景観の保全」、歴史的景観では「歴史的建造物の適正な維持・保全」、市街地の景観では、「駅周辺の快適性や賑わいの創出」などを定めております。

最後に、景観計画では、良好な景観形成を図っていく地区である景観計画の区域を市内全域と規定するほか、届出対象行為に関する景観形成基準として、「景観に見合った適切な樹木や草木の植栽」や「マンセル値による外壁の色彩規制」などを定めております。

次に2の3の大規模建築物等の届出ですが、地域の景観形成に大きな影響があることから届出を行っていただくことになっており、例年50件前後の届出を受理し、必要に応じて景観計画を遵守する様、指導を行っているところでございます。

次に2の4の景観重点地区として、関西大学や2棟のタワーマンションなど新たな7棟の建物が建築されているJR高槻駅北東地区を、平成22年度に指定いたしております。この地区につきましては、まちづくり協議会が、高槻の玄関口として良好な景観形成を図る意思を固められ、景観重点地区指定に係る景観計画を本市に提案されたことを受け、本市としまして適切に審査し、旧景観審議会にもお諮りし、景観重点地区に指定したものでございます。この地区における景観重点地区としての基本方針は、「豊かな緑と高質な都市空間による、高槻の新たな顔にふさわしい、持続可能な都市景観の形成」としております。また、良好な景観形成のための行為の制限としまして、市全域より幅広い届出対象行為とするほか、青色などの色彩を避け、鮮やか過ぎないものとするように努めるなど、市全域よりきめ細かい景観形成の基準を定めているところでございます。

次に、2の5として景観意識の普及啓発に関する取組をご紹介します。

本市では、良い景観づくりの第一歩は、市民の皆さんに高槻の良い景観を知っていただくことと考えており、そのために様々な取組を行っております。

まず1つ目の取組である「高槻のええとこブログ」は、本市の隠れた景観資源を発掘し、市民とともに

共有したいという思いから、平成18年8月に市民の皆さんから頂いた写真とコメントを掲載するブログを開設し、高槻の身近なええとこを情報交換する場の提供を行っております。これまでの記事数は約2,100件、総ページビューは約200万件と多くの市民に日々ご覧いただいております。

2つ目として、高槻ええとこクイズラリーは、家の中から飛び出して、実際に高槻の良い景観を肌で感じて欲しい。そして、高槻を大好きになって欲しいという思いから、平成21年度から毎年度開催しております。概要としましては、お手元にパンフレットをお配りしておりますが、このパンフレットのマップを手に歴史遺産や趣のある町並みが残っている高槻のええとこを巡り、その場所にちなんだクイズに挑戦するものでございます。参加者は例年1,000人から2,000人であり、「高槻を知るのにとっても良い企画です。」「高槻の歴史の深さを知ることができた。」「健康づくりに役立った。」「今後も開催し続けてほしい」など、多くの好評の声をいただいております。ちなみにですが、ヤフーやグーグルの検索エンジンで「クイズラリー」と検索していただくと1ページ目の上位にこの高槻ええとこクイズラリーが表示されるなど、全国的にも注目されているイベントと言えるのではないかと考えております。

3つ目として、平成24年7月に発行いたしました「高槻ええとこBook」は、高槻への愛着を育むため、愛読書として1家に1冊置いてもらえるような本にしたいという思いを込めて、市内の山並みや田園風景、社寺など、高槻のええとこを満載にした冊子でございます。1冊500円で販売しておりますが、現在のところ、市刊行物としては類まれな、すでに約2,300冊が市民のお手元にあり、大好評につき、今月より本市刊行物では初めてとなる市内書店での販売を開始しております。

次に、3として、屋外広告物の取組について説明いたします。まず、3の1として屋外広告物の許可につきましても、良好な景観形成に資するよう秩序ある掲出を誘導するため、条例に基づき取り組んでいます。条例を施行した平成15年度からの許可件数ですが、平成15年度に210件であったのが、平成24年度には280件と、概ね右肩上がりです。

次に、3の2として簡易除却につきましても、電柱等に違法に掲出されたはり紙・はり札等を除却することで、良好な景観を保全しようとするものです。これにつきましては、日常的な活動として、本市清掃業務課により、週1回から2回平日に実施しています。また、定期的な活動として、道路管理者である大阪府茨木土木事務所等と合同で、年に数回土曜日の午前中に実施しており、景観行政に係る職員総出で取り組んでいます。年度別の除却枚数の推移につきましてグラフに示しておりますが、平成17年度、18年度の8,000枚を超える除却枚数と比べますと、ここ数年は2,000枚前後で推移しております。これは、景気の後退により広告費が減少していることに加え、簡易除却が根付いてきたことによる抑止効

果があると思われます。

次に、3の3として周知・啓発につきましては、今年度行いました「屋外広告物は、法令違反のナイヨウに！」キャンペーンをご紹介させていただきます。これは、国が定める屋外広告物適正化旬間の取組として、法令周知と安全点検の促進を目的に、本審議会の委員でございますC委員が理事長となられている大阪屋外広告美術協同組合との、官民協働で実施したものです。具体的には、本日、お手元にお配りしましたチラシを用いて、そもそも屋外広告は、法令に基づく許可が必要であることを知らない事業者・商業者が多数おられることを踏まえ、高槻商工会議所の会報誌を活用して2,300枚を配布するとともに、写真にありますように、中心市街地の商店街各店舗への戸別訪問、約270件により、これらのPRを行いました。このような取組により、許可を受けられていなかった事業者からの申請があるなど、キャンペーンの効果が徐々に現れているものと考えております。

最後に、4として、景観行政の今後の取組として、大きく4点を考えております。

まず、1点目としましては、高槻ええとこBookの活用や高槻ええとこクイズラリー開催により、景観意識の継続的な普及啓発を図ってまいります。

次に、2点目としましては、富田や原などの一定、良好な景観が形成されている地区について、景観重点地区の指定に向けた地元機運の醸成を図ってまいります。

また、3点目としましては、屋外広告物による良好な景観形成へと誘導するための、ガイドラインの作成を検討したいと考えております。これは、広告主や屋外広告物の設計者に、良好な景観形成に資する屋外広告物を計画していただけるよう、その指針となるものにしつつ、本市が関係業者に、景観に配慮した屋外広告物となるよう誘導する際の指針としても、活用することを考えております。

最後に、4点目としましては、新名神高速道路に係る屋外広告物規制を検討いたします。現在本市では、名神高速道路の沿線500メートルまでを表示制限区域として、非自家用広告物の掲出などを禁止しております。このようなことから、今後は平成28年度の新名神高速道路の供用開始を見据えて、高速道路から展望される区域やインターチェンジ周辺に、屋外広告物が無秩序に掲出されないことがないよう、適切な時期に規制を行いたいと考えております。

以上で、高槻市の景観行政について報告を終わります。

(会 長)

ありがとうございます。今までの取組、今後のお話を聞かせていただきましたけれども、せっかくの機会でございますので、何かご質問・ご意見等がある方おられませんか。いかがでしょうか。

ちなみにこのええとこB o o kはどなたが執筆編集されたのですか。

(事務局)

一応メインの担当は私ですけど、関係課ですとか、高槻ええとこブログの投稿者等、市民、事業者などいろんな人の助けを得て完成したものでございます。

(会 長)

私もかつてワークショップ等でお手伝いさせていただきましたけれど、そこからかなり市民の方々も熱心にいろんな動きをしていただいておりますので、そういう方々とタイアップ、共同でやられているのかなというようなことを教えていただきたいのですが、そういう意味では市民の人たちとも協力していただいていると思ってよろしいでしょうか。

(事務局)

高槻ええとこブログ、記事が2, 100件ありまして、その中でどうにかもっと世の中に広めていきたいという願いを皆様もっておりまして、それを集約したというものです。それを集約する際にブログの投稿者ともっと具体的に話を聞きながら取りまとめたといったといったものです。

(会 長)

ほかいかがでしょうか。

(B委員)

報告をいただいたのですが、一応私は大阪府の建築士会の方から代表として来ているということになっていて、良好な景観をつくっていくのにいろんな取組をやっていっていますが、設計者の立場から言うと、インセンティブといった何かモチベーションを上げるような、そういう顕彰制度をできないかなど。これは審議会とは直接関係ないとは思いますが、そういう制度があればと思っております。いろいろガイドラインで誘導していくのもあるんですが、建築物とか、当然広告物や市街地以外の農村風景を守る活動というようなものに対しても顕彰するというような制度があれば、実際にできたそのものが高槻市としてふさわしいんだよ、というのが示せて良いのかなど。希望なんです、そういうのを検討できたらなど。よろしく願いいたします。

(事務局)

市の景観条例上、そういう制度はあるんですが、具体の運用がまだ出来ていないという所がございます。おっしゃっていただいたように市民の景観意識をいろんな形で高めていく上で一つの有効なツールである

というのも認識しておりますので、今後研究を重ねていきたいなと思っております。ありがとうございます。

(会 長)

あんまり言うと怒られるかもしれませんが、この前市制70周年のときに賞状をいただきましたけれども、私が賞状いただくよりもですね、もっと景観に配慮された事業者さんですとか、市民の方に賞状を差し上げた方が役に立つのかなと。すぐに予算がありませんという話がありますけれども、工面したらいろんな形でできるのではないかなと。

(B委員)

予算がかさむような物はいらない。賞状1枚があつたらそれで良い。

(事務局)

予算がかからずに啓発できるというのは賞状の良いところだと思います。

(会 長)

脱線の話になりますけれども、関西テレビが朝の番組で人間国宝さんというステッカーやってますよね。あれが中々いろんな所でウケてまして、ステッカーをペタッと貼っていただけでも効果があるのかなという感じではありますけれどもね。

(F委員)

雑談混じりですけど、D委員から先ほどございました、屋外広告物の構造的な部分ですね。これが昨今気象的なものも影響しまして、非常に風が強くなってきたりするような傾向がございます。幸いにしてこの近辺はあまり台風が直に来なくて、雨の方が多ございますけれども、屋上に屋外広告物を設置しておりますよね。これは建築物ではなくて工作物ですね。それで柱から直に構造体あがればよろしいんですけど、塔屋の上に設置する場合は一旦構造的には縁を切ってから防水をしてそこから立ち上げるという事例が見られます。素人さんがチェックするには非常に分かりにくいということがございます。普通は、高架水槽とか冷却材を隠してルーバー形式で風を通して構造体がつまようものなんですね。それを全面的に四角く、ぐるっと張りますから、それが古くなると固体そのものの構造的な関係も加えて、金属疲労が起こってくる。それが腐食してしまい風が吹いたら飛ぶという。私が心配性なだけかも知れませんが、まちの中で風が吹いたらそういうものが落下して市民の方々に影響を与えるのではないかと心配はしております。そうするとそれをチェックするにはどうしたらいいのかという、そういう手法的なものになってくると思うんですけど、これは所有者の関係の法的な規制とかそういうものもございまして、何かチェックして危ないですよという警鐘をできるようなものが、また別個にあれば良いかなと個人的には

思っています。

(C委員)

今、F委員からご指摘いただきました、私は大広協の理事長やって、近畿の会長して、日広連という中央の副会長もやっております。今までは国土交通省さんともいろいろパイプがありましたが、プロジェクトチームみたいなのが無く、今年の4月1日から異動されてきた方が非常に熱い方というか熱心な方で屋外広告物のそういうことを非常に心配されており、非常に詳しい方でもある。先ほどでもお話しさせてもらったことについてもバブルの頃に塔屋看板、みなさんもお存じ大阪空港へ行くときの阪神高速の脇に空き家の看板がありますが、あれなんか20年30年前から使ってるやつです。そしたら笹子トンネル事故でボルトなんかを全部一斉に見直すという。その中には看板が一つも入ってないんです。予算の中にも入っていません。そういう面で、逆に国土交通省の役人の方から逆に今が一つチャンスだと。安心安全コンプライアンスを打ち出して、先ほどもありましたように目視で全部我々の看板は更新したり、それで終わるとるんですけど、逆から言えば車の車検制度的にね、法的に更新をきちんと必ずする、ということ为国で決めてもらったら、我々の方も更新されるからとクライアントにお話ししたら、「おまえらの金儲けやろ」とみんな言われているんで、「お前らの費用で出せ」とか言われたらみんな腰が引けてしまいますから、法的に一つの業態をつくってもらえば、チェックできるようになります。それを国土交通省の方でもいろいろ提案させてもらって、制度化、時間は非常にかかると思います。

そして、先ほど高槻市さんに映像で出てたんですけど、今年我々大広協の方でも初めて高槻市さんと駅前で周知活動をしました。私はちょっと途中で抜けたんですけど、後でお話し聞いたら商店街の方もほとんど法律とか違法看板などご存じないことが多く、今回非常に我々の方も商店の方への説明を覚えたり、いろんな所で啓発できて、また来年もその間にどこかで一緒にできたら、業界として非常にありがたいことだと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

(事務局)

今のC委員のお話にあわせて、非常に実は我々も屋外広告物に関してそういう取組をしておりませんでしたので、本年の9月10日にこれを持って一緒に回っていただいた。またこれはPRするということが重要でございますので、ホームページでもこの件を紹介し、また私もこちら部長室というブログをやっておりますので、これを発信させていただきました。その中にも書かせていただいたのは、屋外広告物や景観は許可届出制ですよとか、それと併せて安全点検ですね。幸いなことに屋外広告物が飛んで怪我をされたという方はおられませんでしたが、今後どうなるか分かりませんし、掲出されている人に責任がい

くということをきっちり理解して安全点検をしてくださいねということと呼びかけさせていただいております。我々としたら今後そういったものもPRし、また屋外広告業をやっている人にもちゃんと自覚していただいて、クライアントに説明していただくということが重要だと思っております。それから先ほどB委員もおっしゃられたような顕彰制度もそうですし、発信していくことが重要だと思っております。我々も実は今回で終わりではないと思っておりますので、また共同の取組としてよろしく願いいたします。以上です。

(C委員)

先ほどの認知活動だとか周知活動について今、国土交通省の方から非常にアイデアを言われています。屋外広告士という資格を国土交通省指導の下に7~800とられているわけですが、国家試験ではないんですけどこれを国家試験にしよう。中身は法令それからデザイン、設計、施工といろいろあり、なかなか難しく、全国で今年は9か所で800何人か受験されまして、大阪で去年は合格率が30%きってました。その中で国土交通省の方が言われたのが、もっともっと周知活動して、4つではなく一個ずつばらして4級3級2級と一個ずつとっていくようにして、大阪検定のように景観検定のようなものをつくったら本屋さんで本を売ってくれるし、いろいろ広まっていくだろうという、そんな話を進めておりますので、また機会があればご協力のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。そういう資格を取られた方のところでやったら安心できますよというPRが連動してできれば効果があると思うんですけどね。

ほかはいかがでしょうか。

(E委員)

今後の取組という中で、新名神の関係で今後の規制を検討ということで書かれておりますが、この辺りを含めての規制関係の検討は既存のものの中でも見れる部分はあると思うんですけど、今回私らの方の地域、原の方から成合の方にかけてもバイパス等がでてくるんで、新しい地域の新しいかたちにできない部分もあるのかなと考えておる所です。私もたまたま里づくりという地域で組織活動しておりまして、その中で摂津峡やらを取り込んだ形で、景観を含めて整備をし、市民の憩いの場の提供、地域一体の整備というのをやっておる所なんです。道路の開設、便利になってすごくいいんですけども、逆にまたそういった所で景観が損なわれる可能性は十二分あり得るとというのが地元でそういった意見も議論の対象となっておったわけですから、是非ともこの内容についてご検討いただけたら。ちょうど上の口を境に調整区

域でからっと雰囲気変わりますので、この辺りは大事にしていく必要があるのかなど。便利になって良いんですけど、乱れてしまうことも多々あるとほかの所から聞いているので是非とも検討よろしくお願ひしたいと思います。

(会 長)

ありがとうございます。既に箕面市は箕面インターができますので、景観の基準を用意してやっておりますのでその辺りも参考になるのかなと思います。新名神は既に三重と滋賀を通過しておりますので、そのインター周辺がどのような状況になるのか見に行っていたら分かりますのでね。ちょっと滋賀や三重の方には失礼ですけど、こうならないようにするためにはどういう規制をかけたら良いのかという所で、箕面で策定させていただいた時に検討させていただいた経緯もございますので、またそれも参考にさせていただければありがたいなと思います。それでE委員がおっしゃるようにそもそもそこに土地の所有者さんがおられるわけですから、その方がどういうようにされるかによって景観はかなり変わってきますのでね。そういう意味ではさきほどのように一体的にやっていただくということが非常に有効な手段ではないかと思いますが、またよろしくお願ひしたいと思います。

ほかいかがでしょうか。

(C委員)

交野市の委員もやっております、向こうも何年かかけて条例づくりを第二京阪の所でも田園風景などを大事にしたいという所で取り組んでおります。

(E委員)

ぜひお願ひしたいなと思います。

(会 長)

ほかいかがでしょうか。

<質問なし>

(会 長)

それでは審議会としては中々案件が無ければ開催できないというところではございますけれども、随時気が付いたことがございましたら事務局の方へ言っただいて、そういう意見も参考にしながら手を打っていただけたらなと思います。

そのほか、委員の皆さんからはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではすべての案件を終了させていただきましたので、これで審議会を終了させていただきたいと思
いますけれども、事務局から最後に何かございますでしょうか。

(事務局)

本日は長時間にわたりご審議、それから様々なご意見いただきましてありがとうございます。引き続
き皆様からいただいたご意見を踏まえながら景観づくり、屋外広告物行政に取り組んでいきたいと思っ
ておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(会 長)

それでは本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

5 閉会